

地方入国管理局への提出書類

1 在留資格認定証明書交付申請書 1通

※地方入国管理官署において、用紙を用意しています。また、法務省のホームページ (<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1.html>) から取得することもできます(【在留資格】日本への入国目的は、「16 上記以外の在留資格・在留目的」を使用してください。))。

2 写真(縦4cm×横3cm) 1葉

※申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。

※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付してください。

3 返信用封筒(定形封筒に宛先を明記の上、392円分の切手(簡易書留用)を貼付したもの) 1通

4 特定機関基準適合通知書の写し

5 申請人の労働条件及び従事する家事支援活動の内容を明示する文書(雇用契約書の写し等)

6 申請人が家事を代行し、又は補助する業務に関し1年以上の実務経験を有することを証明する文書(出身国等の人材育成機関が発行する証明書又は雇用主が作成又は証明した在職証明書、履歴書等)

7 申請人が家事支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能を有することを証明する次の文書

(1)出身国等の人材育成機関における研修修了証明書の写し 1通

※フィリピン共和国については、次の3種類の証明書 各1通

① 研修を修了した人材育成機関が発行する修了証明書

② ①の人材育成機関の研修を修了した旨のフィリピン労働雇用省技能教育技術開発庁(TESDA)が発行する証明書

③ ②の証明書が真正なものである旨のフィリピン外務省が発行する証明書

(2)出身国政府による認定資格を有することの証明書の写し 1通

※フィリピン共和国については、「Household Services NC II」及び「Domestic Worker NC II」があるところ、いずれかの資格を有することについて、TESDAが発行する証明書1通

(3)出身国による国外就労のための許可証の写し又は当該許可証を取得した上で上陸申請する旨の特定機関が発行した誓約書 1通

8 申請人の日本語能力を証明する文書(日本語能力試験(JLPT)N4以上の認定結果及び成

續に関する証明書の写し)

※上記N4以上の日本語能力を有していない場合で、かつ、児童の日常生活上の世話及び必要な保護に係る業務を行わない場合において、一定の基準を満たす特定機関に雇用されるときは、日本語能力特例特定機関の条件適合通知書の写し

※申請人とは、日本への入国を希望する外国人の方のことです。

※日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

※身分を証する文書(会社の身分証明書等)提示

上記については、代理人又は申請取次者が申請を提出する場合において、申請を提出できるかどうかを確認させていただくために必要となるものです。

※このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おきます。

留意事項

- 1 在留資格認定証明書に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページの「各種手続案内」(<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>)をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付してください。
- 3 原則として、提出された資料は返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出てください。